

# コロナに負けるな！

JAの医療共済にご加入いただくと、

## 新型コロナウイルスで

入院、自宅療養、ホテル療養された場合※1



**30**万円 <sup>※2</sup>



**お支払いします！**

※1 新型コロナウイルス感染症の罹患により、入院された場合、「疾病により入院」として、治療共済金のお支払いの対象となります。  
(※ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。)

また、医療機関等の事情により、宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合も、所定の証明書をご提出いただくことで治療共済金のお支払い対象としてお取扱いします。(新型コロナウイルス感染症が厚生労働省の定める宿泊療養等の取扱いの対象外となった場合には、この取扱いを終了することがあります。)

※2 医療共済における治療共済金(一時金)30万円を選択された場合に限りです。

**経済的なご負担にご活用ください。**

### JA東びわこの支払実績(コロナウイルス感染症)

※ 以下は、令和4年7月31日までに支払った治療共済金の額

**事故時年齢**

0歳～	請求件数：83件	支払共済金合計額：5,655,500円
10代	請求件数：108件	支払共済金合計額：6,551,000円
20代	請求件数：44件	支払共済金合計額：3,656,000円
30代	請求件数：101件	支払共済金合計額：8,264,000円
40代	請求件数：110件	支払共済金合計額：7,564,000円
50代	請求件数：50件	支払共済金合計額：3,410,500円
60代	請求件数：37件	支払共済金合計額：3,213,000円
70代	請求件数：17件	支払共済金合計額：919,000円
80歳～	請求件数：2件	支払共済金合計額：100,000円

総請求件数：**552件**

総支払金額：**39,333,000円**

# JAの医療共済が生まれ変わりました！



## 医療共済 メディフル

時代の変化に応じて生まれた  
新しい医療保障です

### ポイント 1

**日帰り入院**からまとまった**一時金**を受け取れます  
入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます  
新型コロナウイルス感染症によって入院した場合もお支払い対象となります

日額型



入院日数に応じて給付金をお受け取り

平均入院日数(29.3日)における自己負担費用は、28.5万円です。<sup>\*2</sup>



入院前	入院中	退院後
検査・通院	治療・手術	通院・投薬・リハビリ
入院に向けた日用品の購入	食事代・差額ベッド代	快気祝い
逸失収入 (休業中の収入減少、残業手当等)		

一時金型



日帰り入院を含め、入院1日目からまとまった一時金をお受け取り！

入院前から退院後まで、様々な費用にお使いいただけます。

例えばこんな費用に充てることができます！

### ポイント 2

一生涯保障や先進医療保障など  
ライフプランにあわせて自由に設計できます

<契約例>

共済契約の型 <sup>*3</sup>	治療共済金 <sup>*4</sup> (一時金)	手術・放射線 治療保障 <sup>*5</sup>	入院時諸費用 保障 <sup>*4</sup> (日額)	先進医療保障 <sup>*6</sup>	共済期間
1回型	10万円	なし	なし	なし	10年更新
4回型	20万円	あり	5,000円	あり	80歳満了
7回型	30万円		10,000円		終身

※選択されている契約例の場合、30歳男性：年払83,460円/月払7,139円、30歳女性：年払81,573円/月払6,959円(口座振替扱い・99歳払込終了)

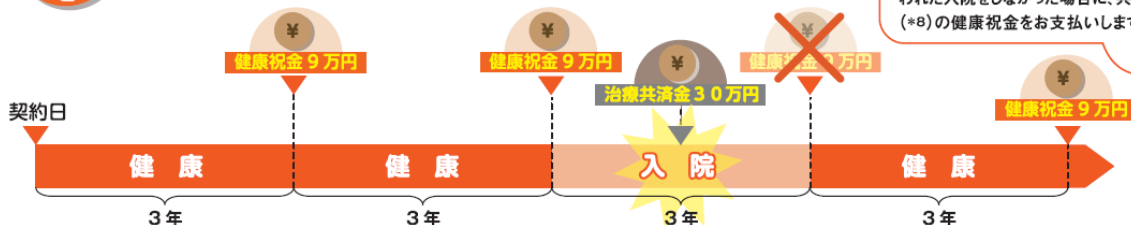
### ポイント 3

健康を維持した場合に**健康祝金**を受け取れます

※健康祝金支払特別を付加した場合で、契約日以降3年ごと(※7)に、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合にお受け取りいただけます。

ポイント2の契約例に付加した場合の支払いイメージ

共済掛金払込期間満了日までの期間中の3年ごと(※7)に被共済者が生存し、かつ、治療共済金が支払われた入院をしなかった場合に、共済金額の30%の額(※8)の健康祝金をお支払いします。



※ポイント2の契約例に付加する場合、30歳男性：年払106,545円/月払9,110円、30歳女性：年払104,712円/月払8,939円(口座振替扱い・99歳払込終了)

\*1…日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。\*2…出典：(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より、JA共済連算出。  
\*3…共済契約の型に応じて、1回の入院につき、入院日数が次の各日数に達した場合に治療共済金が支払われます。1回型：1日、4回型：1, 30, 60, 90日、7回型：1, 30, 60, 90, 120, 150, 180日(お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。)  
\*4…共済金額は5万円から1万円単位、入院時諸費用共済金額は3,000円から500円単位で設定可能であり、それぞれの最高限度額は加入年齢等の条件に応じて定められています。\*5…治療を目的とし、医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および輸血料が算定される骨髄移植術、または放射線治療が算定されるものを保障します(一部の手術を除きます)。\*6…先進医療とは、公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合には技術料の額(通算2,000万円まで保障)、1万円未満の場合は一律1万円となります。\*7…共済期間が「10年更新」の場合、共済期間中の5年ごととなります。\*8…転換契約・乗換契約の場合、払込部分の共済金額の30%の額となります。※掲載の共済掛金は、令和4年4月時点のものとなります。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは